

## 工事成績評定（試行）の概要

### 1 実施時期

平成20年6月1日以降の契約分より実施

### 2 対象工事

1件の契約金額が1,000万円以上の建設工事

### 3 評定者

評定者は、監督員、工事担当課長等及び検査職員

### 4 評定方法

〔 考査項目・評定方法 〕

考 査 項 目		備 考
1 施工体制	施工体制一般、配置技術者の評価	評定者ごと、評定することになっている考査項目について5段階（施工体制一般、施工管理及び出来ばえは、4段階）の評定を行う
2 施工状況	施工管理、工程管理、安全対策、対外関係の評価	
3 出来形及び出来ばえ	出来形、品質、出来ばえの評価	
4 高度技術	高度技術に対して加点	定められた点数の範囲内で加点評価を行う
5 創意工夫	創意工夫に対して加点	
6 社会性等	地域への貢献等に対し加点	考査項目について3段階評定を行う
7 法令遵守等	指名停止等の措置を勧告して減点	定められた点数の減点を行う

〔 評定点数 〕

標準点65点に評定者が評価した段階の点数を加点・減点

評定者ごとの配点に換算する

の点数を合計する

「法令遵守等」の該当事例があった場合 から減点

	評定者	監督員	工事担当課長等	検査職員
評定点		標準点65点 65 ± 加減点 =	同左	同左
点数配分		評定点 × 0.4 = A	評定点 × 0.2 = B	評定点 × 0.4 = C
評定点計		A + B + C      最高 = 100点    加減点 0 = 65点    最低 = 7点		
評定点合計		- 「法令遵守等」の減点 この点数を業者へ通知。今後の総合評価落札方式入札に活用。		

### 5 評定結果の通知・公表及び説明請求

- ・ 評定結果は、契約課が評価後遅滞なく工事請負者に通知し、閲覧の方法により公開する。
- ・ 請負者は、通知受理後20日以内に評定内容について説明を請求できる（再請求可）。
- ・ 説明の再請求があった場合、建設工事等業者選定委員会の審議に付することができる。
- ・ 評定結果は、建設工事等業者選定委員会に報告する。

### 6 その他

この制度の実施に伴い、1,000万円以上の建設工事のしゅん工検査を、上記3の検査職員が行うこととする。

平成21年11月13日一部改定（下線部）